

## 令和元年度第6回総会（月例）議事録

日 時	令和元年8月28日（水） 午前10時開会																		
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>岩元 節朗</td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td>室屋 智美</td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	飯屋 幸孝	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美	横峯 明人
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	有村 浩一																		
岩元 節朗	飯屋 幸孝																		
園山 一則	堂免 修																		
豊留 辰男	弟子丸 宗一																		
鳥丸 俊秀	永尾 寛																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																		
福永 大悟	堀之内 薫																		
室屋 智美	横峯 明人																		
欠席委員 （1名）	上四元 正昭																		
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、東、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、井上、二俣、原口</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																		
農政総務課	主 任 羽生																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地転用事業計画変更申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>6 非農地認定に関する件</li> <li>7 農地利用変更届出に関する件</li> <li>8 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>9 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</li> <li>10 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について</li> </ol>																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</li> <li>6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>																		

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>松元の発表委員は、3番委員に変更になります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、福永委員、堀之内委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> 1 ページ～ 5 ページ 9 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、伊敷、6 番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：新規就農、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、東桜島、17 番委員お願いします。
17 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 4 号、その他、労力不足、所有権移転、売買。 この件につきまして、補足してご説明申し上げます。 譲受人は、申請地近隣で、障害者支援施設等、数事業所を運営する社会福祉法人でございます。 申請地は、その中の 1 施設（職員数 52 名、施設利用者数約 90 名）の道路向かい（6m 先）に位置しており、農作業活動や農産物栽培等を通じて、障害のある施設利用者の、日中活動の充実、自信の向上や生きがいの創出等を図ることを目的に、障害者支援事業を行うものであることから、農地法の例外規定、施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハに該当するため、農地を取得できると判断したところでございます。 番号 5 号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 7 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、11 番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 8 号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号 9 号、新規就農、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、番号 4 号は、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9 番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号 9 ですが、「国土利用計画法による届出・土地に関する調書」というのが報告事項にありますが、なぜ、3 条許可を得た上に、さらに国土利用計画法による調書を出さなければならないか、その理由は何でしょうか。</p>
事 務 局	<p>只今の件につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>今回、3 条許可申請の方では、2, 200 m<sup>2</sup>の対象面積となっておりますが、この農地の他に山林等も含めまして、約 9, 000 m<sup>2</sup>の売買契約の方を予定しているところがございます。国土利用計画に基づきますと、1 回の契約で、5, 000 m<sup>2</sup>の面積を超える売買契約等を行う場合には、事前に土地利用調整課の方にこの国土利用計画法に基づく届出をして下さいとなっているところがございます。申請当事者の方につきましては、この国土利用計画法の規定に基づいて、土地利用調整課にも届出をしたところがございます。</p> <p>以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」9 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件</b>	
<b>6 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、喜入、10 番委員お願いします。
10 番委員	ご報告します。 番号 1 号、転用目的・施設等：駐車場、駐車場 81.00m <sup>2</sup> 、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、西…市道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 3 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
<b>議題 3. 農地転用事業計画変更申請に関する件</b>	
<b>7 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 3. 「農地転用事業計画変更申請に関する件」を審議します。 議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」吉野の番号 7 号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、吉野、13 番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成28年3月25日、許可番号：農委第2735-65号、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：資材置場（1,915.24㎡）、変更前の事業計画：資材置場（1,306.00㎡）。変更計画の概要：面積1,306.00㎡→1,915.24㎡、別件5条番号7同時申請。</p> <p>11ページ、5条許可申請番号7と関連がありますので、読み上げます。</p> <p>番号7号、転用目的・施設等：資材置場、資材置場220.00㎡、駐車場142.40㎡、転回場等1,552.84.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・北…山林、南…県道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この2件につきましては、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、吉野支所から北東方向へ約2.5kmに位置し、譲受人は、申請地近接に本店を置き、産業廃棄物処理業を営む法人でございます。</p> <p>今回の申請は、平成28年に資材置場として許可済みの1,306㎡と隣接する5条申請地454㎡及び山林155.24㎡を一体利用し、総面積1,915.24㎡の資材置場に事業計画変更するものでございます。</p> <p>つきましては、当該法人は、隣接地に産業廃棄物処理場を所有しており、より多くの建設用資材の配置スペース及び搬入車駐車場等を確保することで、有効利用を図れるとの理由から申請地を選定したとのことです。</p> <p>なお、今回の申請が許可された際は、遅滞なく工事に着工するよう、代理人を通じて指導いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地転用事業計画変更申請に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号7号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 8ページ～15ページ 14件	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉野の1件につきましては、議題3.「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の13件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、14番委員をお願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：駐車場、駐車場127.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西・北…宅地、南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、すでに平成29年6月ごろから、駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>また、申請地に入るための通路ですが、隣接する北側の譲受人が所有している宅地内を通行いたします。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場187.00㎡、通路70.00㎡、東・南…宅地、他人畑、西…宅地、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟186.81㎡、通路93.00㎡、庭敷地等448.19㎡、東…渡人畑、里道、西・南…宅地、他人畑、北…宅地、他人畑、渡人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場301.61㎡、駐車場等100.00㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員をお願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、賃借権、設定、仮設事務所、事務所2棟54.60㎡、資材置場24.50㎡、駐車場等320.90㎡、東…私道、西…宅地、南…河川、北…雑種地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、汚水…仮設トイレ。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員をお願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟113.86㎡、庭敷地等250.14㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、運動場、運動場3,428.00㎡、東…里道、西…他人畑、原野、南…私道、北…原野、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明いたします。</p>
吉 田 支 局	<p>この件についてご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、支所から南西に約3.3kmに位置する、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当します。</p> <p>申請人は、市内で社会福祉施設を営む法人で、今回の申請地はこの赤色で囲った2筆の畑になります。これを購入し、運動場(約70m×約50m)にして、法人の経営する知的障害者施設の園児や入所者のソフトボールやサッカー、運動会などのスポーツやイベントに活用しようとするものです。</p> <p>雨水は里道側溝へ、トイレや給水所、駐車場などは、隣接する同法人の所有する乗馬施設(「シュバル」)を利用します。</p> <p>また、土地利用調整課ともすでに協議済みです。</p> <p>ついでに、他に代替地もないことから、今回の申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟115.57㎡、庭敷地等216.43㎡、東…宅地、西…他人田、南…渡人田、別件5条申請地、北…水路、境界…コンクリート擁壁、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、贈与、通路、通路176.00㎡、東・西…渡人田、南…市道、北…渡人田、別件5条申請地、境界…側溝、雨水…市道側溝。</p> <p>番号11号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟140.36㎡、庭敷地等358.64㎡、東・南…宅地、西・北…宅地、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>本申請地には通路がありませんが、通路は東側にある渡人の宅地内を通行する計画で、渡人からの通行承諾書も添付されております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、植林、クヌギ51本681.00㎡、東・南・北…山林、西…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約3kmに位置する2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は市内で建築・不動産業を営む法人で、今回、申請地を買い受けクヌギを栽培し、原木からしいたけを採取しようとするもので、定款に定められている農産物の生産・加工・販売業務を行おうとするものです。また、申請地の面積は681㎡ですが、うち396㎡はすでに山林化しており、また隣接地に宅地がある等の理由により、境界から（3m以上）後退距離を設け植林することになったため、当該本数となっております。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、建売住宅、住家8棟521.22㎡、庭敷地1,086.64㎡、通路182.00㎡、東…市道、他人畑、西・北…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟56.70㎡、庭敷地等95.48㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては平成31年4月26日付で5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請はその完成した建売住宅を受け人が購入することによるもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号8号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>16ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題6. 非農地認定に関する件</b> <b>17ページ～20ページ 8件</b>	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、39年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、49年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：孟宗竹・唐竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：檜、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：3615-3：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>3892-1：真竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題7. 農地利用変更届出に関する件</b></p> <p><b>21ページ 3件</b></p>	
議 長	次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和元年9月1日、工事終了日：令和2年2月29日、周囲の状態：東…別件5条申請地、西…他人田、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、作物…甘しょ、高さ…1.14m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和元年9月1日、工事終了日：令和2年2月29日、周囲の状態：東…宅地、南…市道、西・北…別件5条申請地、境界…土留、作物…甘しょ、高さ…1.18m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和元年9月1日、工事終了日：令和2年2月29日、周囲の状態：東…他人田、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、作物…甘しょ、野菜、高さ…1.07m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用変更届出に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p><b>議題8. 農用地利用集積計画に関する件</b>  <b>22ページ～29ページ 12件</b></p>	
議長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>27ページ、番号7、28ページ、番号8号につきましては、3番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、3番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(3番委員離席後)</p> <p>それでは、番号7、8号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。  27ページをご覧ください。  番号7号、3筆ともに、地目：畑、現況：樹園地、面積は合計で3,517.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間6年、区分：新規。  28ページをご覧ください。  番号8号、地目：畑、現況：樹園地、面積892.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間6年、区分：更新。  令和元年8月30日公告予定です。  これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号7、8号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。  次の案件の審議に入ります前に、3番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(3番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。  残りの10件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>22 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 8 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年 8 月 30 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 4 件 6, 316. 00 m<sup>2</sup>、うち新規 3 件 4, 654. 00 m<sup>2</sup>、賃借権 5 件 7, 786. 00 m<sup>2</sup>、うち新規 3 件 5, 865. 00 m<sup>2</sup>、所有権移転 3 件 16, 288. 00 m<sup>2</sup>、合計 12 件 30, 390. 00 m<sup>2</sup>、うち新規 6 件 10, 519. 00 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>次に 23 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。3 年が 2 件、5 年、10 年が各 1 件となっております。</p> <p>次に 24 ページをお願いします。</p> <p>これは、22 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。上から順に 3 年 1 件、5 年 1 件、5 年から 10 年未満が 2 件、10 年 1 件となっております。</p> <p>次に 25 ページは総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 6 筆、賃借権 7 筆、計 13 筆。面積は、田 2, 147. 00 m<sup>2</sup>、畑 5, 884. 00 m<sup>2</sup>、樹園地 6, 071. 00 m<sup>2</sup>、計 14, 102. 00 m<sup>2</sup>うち更新分は、3, 583. 00 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 9 人。うち更新分は 3 人となっております。</p> <p>次に 26 ページから 29 ページは農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題9. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料2 100件	
議長	次に、議題9.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料2です。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。2ページです。 調査筆数：19筆、現況確認日：令和元年7月18日、農地・非農地の判断結果：杉、松、檜、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。3ページです。 調査筆数：12筆、現況確認日：令和元年7月30日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、コサン竹・ゴキ竹・孟宗竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、吉野、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。4ページです。 調査筆数：4筆、現況確認日：令和元年7月16日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。5ページです。 調査筆数：7筆、現況確認日：令和元年7月12日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。6ページです。 調査筆数：5筆、現況確認日：令和元年8月14日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、桜島、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和元年7月12日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：令和元年7月24日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：19筆、現況確認日：令和元年7月29日、農地・非農地の判断結果：18筆が杉、クヌギ、真竹・唐竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和元年8月7日、農地・非農地の判断結果：杉、コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9。「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」100件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<b>議題10. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について</b> <b>別冊資料3</b>	
議長	<p>次に、議題10。「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>議題10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>第5回総会で、協議・決定していただいた提出意見について運営連絡会と事務局で内容を整理させていただきましたので、ご説明いたします。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>今回の意見は、「有害鳥獣被害対策について」の他4件の計5件となっております。</p> <p>4件は前年に引き続いての意見で1件は新規の意見でございます。</p> <p>第5回総会から内容を変更した部分について、読み上げさせていただきます。</p> <p>1 「有害鳥獣被害対策」と2 「農道・里道・水路の整備及び維持管理について」は、第5回総会から変更はないため、お目通しください。</p> <p>4 ページをお願いします。</p> <p>3 「硬質ハウス等の償却資産に対する固定資産税の減免と既存ビニールハウスのリフォーム費用及び農業用廃プラスチック類処理費用の補助に対する予算確保について」の(1)ですが、第5回総会時は「硬質ハウス等の償却資産税については、自己負担分のみを課税対象とするよう地方税法で規定する課税標準額の特例適用となるよう国へ働きかけていただきたい。」としておりましたが、このことについては、農業委員会として、来年3月に国への農地等利用最適化推進施策提案事項として独自に行うことを検討することとし、市への意見としては、前年度と同じく「硬質ハウス等の償却資産に対する固定資産税については、自己負担分のみを課税対象とするよう「鹿児島市税減免の基準に関する規則」の一部改正で減免措置を図っていただきたい。」へと変更しております。</p> <p>次に、5ページの4「将来の農業を担う農業後継者等の確保について」の(3)ですが、5回総会時は、「就農者を増やすため、営農収益増加が見込め、新たな地域の特産物となりえる作物の開発に取り組んでほしい。また、地域住民とともにそれを行う人材の育成にも尽力していただきたい。」としておりましたが、各農林事務所に営農指導員等は配置されているため、「所得向上が見込める新規品目の選定および栽培方法の確立とその普及に尽力していただきたい。」へと変更しております。</p> <p>次に、6ページの5「遊休農地再生活動に係る支援の充実について」の(2)ですが、5回総会時は「遊休農地再生利用事業(よみがえれ農地事業)」においては、経費が10アール当たり10万円以上かからなければ対象とならず、しかもその経費の全額が助成されません。整備を業者に依頼せず、自分の所有する重機で整備を行う場合等もあるため、この要件を引き下げ、かかった経費のすべてを助成するなど、より利用しやすい制度となるよう予算の拡充等について検討していただきたい。</p> <p>また、申請手続きについても申請地の着手前状況確認は、市側の現地調査のみとし、見積書の提出を省略するなど、簡素化するよう検討していただきたい。</p> <p>さらに、遊休農地を農地法第3条申請により取得・整備し、耕作する場合も事業の対象としていただきたい。」としておりましたが、5回総会の中で、国の事業分は、30年度で終了していることを確認しましたので、まずは、削減となった国の事業部分の復元を優先することとし、また、現在でも農地法第3条申請により取得した場合も事業の対象となっていることから、「農用地区域内農地における「よみ</p>
--------------	---

	<p>がえれ農地事業（遊休農地の再利用）」は、国の荒廃農地等利活用促進交付金を活用し、4分の3が助成されておりましたが、31年度より国の交付金の廃止に伴い、補助率が2分の1に引き下げられております。</p> <p>遊休農地が増加傾向にある中で、遊休農地を再生利用する取り組みを支援し、解消を図ることは重要であり、これまで同様4分の3の補助率で実施できるようお願いしたい。」へと変更しております。</p> <p>なお、文中の下線部は、30年度の意見からの変更部分です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会構成員で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>30ページ 1件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	報告します。30ページです。 照会日：令和元年7月17日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年7月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</b> <b>31ページ 1件</b>	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、郡山、事務局お願いします。
郡山支局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、区域区分の定められていない都市計画区域内において、5,000㎡以上の土地の売買契約がなされたため、8月8日付けで、本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書の提出があり、届出地に農地が含まれることから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものでございます。 表の左側、「1 申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は、畑2, 207㎡、転用目的につきましては、3条取得予定の為、回答はありません。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は第2種農地のその他の農地であります。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外でございます。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「令和元年8月5日付けで、農地法3条許可申請がなされたところである。」とし、土地利用調整課へ8月16日付けで回答したところでございます。以上で報告を終わります。

<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>32ページ～34ページ 18件</b>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>32ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は18件です。 登記地目別では、田16筆、6,581.00㎡、畑43筆、22,809.63㎡、計59筆、29,390.63㎡、取得した事由は、相続が14件、時効取得が1件、その他が3件。権利の種別は、所有権が18件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件です。 33ページから34ページは、届出の内容です。 お目通しをお願いします。</p>
<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>35ページ～42ページ 28件</b>	
事 務 局	<p>35ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、一般住宅5件、共同住宅1件、駐車場2件、合計8件です。 第5条関係では、上から順に一般住宅が11件、共同住宅、駐車場、資材置場が各1件、その他6件、合計20件です。 36ページから37ページは、4条関係8件、38ページから42ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

<b>5. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</b> <b>43ページ～45ページ 10件</b>	
事 務 局	<p>43ページ「報告事項5」をお願いします。</p> <p>令和元年7月29日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和元年8月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権10件17筆13,307.00㎡です。</p> <p>今回の分は、6月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>44ページから45ページは、農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<b>6. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b> <b>別冊資料4</b>	
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、6月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の6月期については、訪問戸数174戸、うち不在9戸、調査回答戸数165、貸出希望12戸188.82アール、借入希望2戸60.00アール、貸出実績1戸18.23アール、借入実績3戸26.49アール、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数2,244戸、うち不在82戸、調査回答戸数2,143戸、貸出希望137戸3,104.00アール、借入希望25戸1,394.00アール、貸出実績11戸127.05アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和元年度第7回総会（月例）開催日時は、 9月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>総会終了後、かごしま農業委員会だより第1回編集会議を開催いたします。 編集委員の方は、みなと大通り別館4階の農業委員室へお集まりいただきます ようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時55分）</p>